

# デジタルハリウッド大学 『DHU JOURNAL』奨励賞規程

令元.7.12決定

## (趣旨)

第1条 この規程は、デジタルハリウッド大学(以下「本学」という。)が、第2条に定める目的のために設ける『DHU JOURNAL』奨励賞(以下「本賞」という。)について、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 本賞は、本学の教員、研究員、職員、学生、卒業生、及び修生の活発な教育研究活動等を奨励し、本学の教育研究活動等の活性化及び『DHU JOURNAL』の質的向上に貢献した者を表彰することを目的とする。

## (対象)

第3条 本賞は、当該年度の『DHU JOURNAL』に掲載された論文または研究ノートの執筆者を対象とする。

## (授与)

第4条 本賞は、第3条に定める執筆者の中から第2条に定める目的に大きく貢献したと認められる者に授与される。

## (受賞者の選考)

第5条 受賞者の選考は、『DHU JOURNAL』編集規程第5条に定める『DHU JOURNAL』編集チーム(以下「編集チーム」という。)が行う。

2 編集チームは、第3条に定める執筆者の中から、『DHU JOURNAL』編集規程第9条第2項に定める査読の観点に基づき受賞候補者を選考する。

3 編集チームは、第2項に定める者の中から、第2条に定める目的に大きく貢献した者を編集チームの合議によって受賞者として決定する。

## (受賞者の発表)

第6条 受賞者決定の発表は、当該年度の近未来教育フォーラムにおいて行う。

2 受賞者は、当該年度の近未来教育フォーラムにおいて受賞記念講演を行うことができる。

## (賞の内容)

第7条 受賞者には、賞状並びに副賞を授与する。

## (授与件数)

第8条 本賞の授与件数は、当該年度に1度1件を原則とする。ただし、該当者がいないときは授与を行わない。

## (受賞者の取消)

第9条 編集チームは、次の各号に該当する場合に、受賞を取り消すことができる。

一 受賞に係る成果に剽窃等の不適切な内容が含まれていることが判明した場合

二 受賞者に本賞に相応しくないと編集チームが特に認める行いがあった場合

2 受賞の取消は、編集チームの合議によって決定する。

## (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、編集チームの議を経て学長が行う。

## 附 則

この規程は、令和元年7月12日から施行する。